

付属資料 - 4 木材合法性に関する各種の許可と根拠法令

VPA の Annex II の II には、木材合法性に関して各種の許可の種類とその関連の法令・条項が整理されている。これを基に特に重要と考えられる法律第 94/01 号と首相令第 95/531 について関連する条文を整理した。なお、条文の記載にあたって、条文中に出てくる関係法令・条文についても参考として記載した。

LM1:伐採許可（コンセッション）

法律第 94/01 号（1994 年 1 月 20 日付け）第 41 条

- 第 41 条：(1) 林業を行おうとするあらゆる自然人および法人は、政令(デクレ)によって定められた手続きに従って、承認を受けるものとする。
- (2) 森林伐採許可は、カメルーン国に居住する自然人またはカメルーン国に本社をおき、その資本構成が森林を所管する行政機関既知の会社にもみ与えられる。

首相令第 95/531（1995 年 8 月 23 日付け）第 35 条第 1 項、第 36 条、第 114 条、第 140 条

- 第 35 条 - (1) 個人、法人であれ収益および商業の目的のための林業活動を行なおうとする者は次の分野の内の一つ許可を受けなければならない。
- 森林インベントリー
 - 森林の利用
 - 造林
- (2) 上記(1)に関する林野での操業の承認を得たい自然人あるいは法人はカメルーンに居住し、かつ当該林野における技術的知識の裏付けを提供しなければならない。
- (3) この条項は次の事項には適用しない。
- (a) 法第 64 条に該当する公的機関
 - (b) 伐採許可を持っている個人
 - (c) 私有林の所有者
 - (d) 利用権を行使している村落共同体

<参考：法第 64 条>

第 64 条：(1) 森林管理は、公的機関を通じて森林管理を実施する担当省の責任である。開発活動を民間またはコミュニティに外注することができる。

(2) 管理活動の資金は、委員会が管理する特別森林開発基金によって提供される。委員会と特別開発基金の構成と運営手順は法令によって定められる。

(3) 森林管理計画は、上記第 50 条に規定された仮協定の履行中に作成された仕様の必須

部分である。

(4) 仕様には、開発業務の経費を含む。

(5) 対応する金額は、特別森林開発基金に直接留保される。これらの合計は、割り当てを受け取ることはできない。

<参考 法第 50 条>

第 50 条：(1) 森林コンセッションの受益者は、最終伐採協定締結に先立ち、森林を所管する行政機関と仮伐採協定を締結するものとする。

(2) 仮協定の期間は最長 3 年間であり、その間に森林コンセッション所有者は、特定の作業、特に木材加工ユニットを設置、しなければならない。木材加工場と企業の本社は、伐採地域におくものとする。この期間中、当該森林地域は関係者の利益のために保存される。仮協定および仕様書の作成条件は政令(デクレ)によって定められる。

第 36 条- (1) 上記第 35 条で参照される活動の内の一つを実行するための承認は、造林と森林インベントリーに関しての森林大臣による法令に基づき森林利用に関する政府の長である首相の出席による技術許可委員会（以下、技術委員会という。）の意見を受けた後に行われる。

(2) 次のドキュメントを含む申請書に基づいて技術委員会からの意見に沿って承認される。

A-個人の場合

- 申請者の氏名、国籍、職業および住所を記載した押印済みの申請書
- 経験と職業上の資格を記載した履歴書
- 3 か月未満の警察記録
- 実績数量資料と取引登録番号

B 法人の場合

- 社名と住所を記載した押印済みの申請書
- 定款の写し
- 実績数量資料と取引登録番号
- 管理者の 3 か月未満の警察記録
- 技術的かつ職業上の資格を示した管理者あるいは森林オフィサー履歴書
- 会社における現在とこれまでの業務歴
- 国民保険料が適切に支払われた旨の声明

C 両者とも

- 業務の要請面積
- 個人の場合には申請者の、法人の場合には森林オフィサーの技術資格の証明書
- 納税証明書

- 納税申告書
- 申請手数料の支払いに関連する領収書、その金額は国の財政に関する法律に従って定められるものとする。

第 114 条- (1) 林産物の第一次加工のための工場の操業を希望する個人あるいは法人は、工場の建設の前に鉱山、森林および工業に責任のある行政機関にその趣旨の宣言をしなくてはならない。その宣言をしないことについては、行政的な罰金が科せられる。その料料と計算および徴収の手順は、別の法令に規定される。

(2) 有害廃棄物を生成する可能性のある林産物の加工を行う工場の運営を適切に管理する条件は、有害廃棄物、危険、不健康、騒音または有害物の取引のための建物に適用される法律または規制に定められている。

(3) 産業フランポイント制度の下で承認された林業事業の義務は、法第 74 条に従い、産業大臣と林業大臣の共同命令によって定められるものとする。

<参考：法第 74 条>

森林と産業を担当する大臣の共同法令により、促進を目的として、特に投資法または自由工業地帯に関する法律の枠内で特定の措置を講じることができる。

第 140 条- (1) 操業許可を受けた者が業務の一部を下請けに出したい場合には、次に示す内容を含む書類の提出による森林大臣の事前の許可を得なければならない。

- a. 申請理由を記した押印済みの申請書（テキストには株式の取得がある）
- b. 再委託先の情報
- c. 再委託側の業務に関する詳細な報告書
- d. 再委託する業務の詳細
- e. 効力のある法令に基づいて承認され、また登録される再委託契約の草案
- f. 金融法に定められた義務の支払いに基づく領収書

(2) 下請け者は、上記第 35 条に示す基準を満たさなければならない。

(3) 認可の場合、林業操業免許保有者は、関係者によって正式に署名され登録された下請け契約の写しを森林管理の州当局に転送するものとする。

(4) 下請け契約は、その下請け契約書が林業操業許可保有者によってこの下請け契約が実施される地方行政区域内の森林行政官に正式に提出された後に効力を持つ。

(5) 林業操業免許保有者は、義務の適切な履行のために森林管理に関して責任を負う唯一の人物であり続けるものとする。

Law 98/015 (1998 年 7 月 14 日)・・・省略

Decree 99/818/PM 1999 年 11 月 9 日・・・省略

LM2:公営伐採許可

法律第 94/01 号 (1994 年 1 月 20 日付け) 第 30 条、第 35 条

第 30 条-(1) 本法において、市町村に関する分類法規の対象となるあるいは当該市町村によって植林されたすべての森林を市町村有林とみなす。

(2) 分類法規は、国有林と同じ可能性もある当該森林の境界と管理目的ならびに先住民の利用権の行使を定める。この法規により、当該市町村の名のもとに地権を設定する権利が与えられる。

(3) 市町村有林は、当該市町村の普通財産である。

(4) 市町村有林の分類手続きは政令(デクレ)によって定められる。

第 35 条-(1) 国有地にある森林とは、本法の第 24 条・第 30 条第 1 項および第 39 条で規定されているカテゴリーのいずれにも該当しない森林のことである。果樹園や農園(プランテーション)、休耕地、営農地に付随する植林地、牧草地、アグロフォレストリーは、国有地にある森林に含まれない。しかしながら、森林被覆回復後に、所有権の対象となっていない旧休耕地や農地または牧草地は、あらたに国有地にある森林であるとみなされ、次のように管理される。

(2) 国有地にある森林におけるあらゆる種類の林産物は、場合によって、森林と野生動物を所管する行政機関によって保存を目的として管理される。これらの林産物は、次の第 37 条に規定されている管理協定の対象となる場合を除いて、国家に帰属する。

<参考：法律第 94/01 号 第 24 条第 1 項>

この法律において次を国有林とする。

- 次のような動物の保護区域

- ・ 国立公園
- ・ 野生生物保護区
- ・ 狩猟に適切な区域
- ・ 国営のゲーム牧場
- ・ 国営の動物園
- ・ 野生生物保護区
- ・ バッファゾーン

- 次を森林として残す。

- ・ 生態学的保護区
- ・ 生産林
- ・ 保護林

- ・レクリエーションの森
- ・教育・研究林
- ・植物サンクチュアリ
- ・植物園
- ・植林地

(2) 各種国有林利用の定義・規則・手続きは政令（デクレ）によって定められる。

<参考：法律第 94/01 号 第 30 条の第 1 項>

第 30 条-(1) 本法において、市町村に関する分類法規の対象となるあるいは当該市町村によって植林されたすべての森林を市町村有林とみなす。

<参考：法律第 94/01 号 第 37 条>

第 37 条-(1) 森林を所管する行政機関は、関心を示す村落共同体による森林資源管理を目的として、当該村落共同体に対して支援するものとする。その場合、当事者間で協定書への署名が行われる。このようにして実施される技術支援は無償で村落共同体に提供されるものとする。

(2) 村落共同体共有林は、森林を所管する行政機関によって承認された簡易管理計画を有する。この簡易管理計画は、関係者の要請によって、政令(デクレ)によって定められた手続きに従って、作成される。村落共同体共有林でのあらゆる活動は、いずれの場合にも、その管理計画に従うものとする。

(3) 村落共同体共有林の利用から生じるあらゆる種類の林産物は、当該村落共同体に帰属する。

(4) 村落共同体は、その共有林に含まれる天然物が譲渡される場合、先買権を有する。

<参考：法律第 94/01 号 第 39 条>

(1) 私有林とは、自然人または法人が植林し、現行の法規に従って取得された土地にある森林である。私有林の所有者は、不断かつ持続的な収量のために、森林を所管する行政機関の支援を得て、簡易管理計画を作成するものとする。

(2) 関連する土地のあらゆる新規の割り当ては、第 16 条第 3 項の規定を遵守するものとする。

(3) 私有林の簡易管理計画の実施は、森林を所管する行政機関による技術監督下で、当該個人が実施する。

(4) 第 9 条第(2)項で規定されているように、個人の土地にあって形成される自然林内の林産物は、林産物が当該個人によって取得された場合を除いて、現行の法規に従い国家に帰属する。

(5) 私有林を所有する個人は、その森林に含まれる天然物が譲渡される場合、先買権を

有する。

<参考：法律第 94/01 号 第 9 条第 2 項>

(2) 黒檀、象牙、および薬用またはある種の収益をもたらす動植物種などの特定の林産物を特産品という。特産品のリストは所管官庁が適宜決定するものとする。

<参考：法律第 94/01 号 第 16 条第 3 項>

(3) 森林資源の配分は、土地利用のマスタープランに従わなければならない。

首相令第 95/531 (1995 年 8 月 23 日付け) 第 17 条

第 17 条 国有林または市町村有林の区域設定は、首相令により、以下の書類を含む書類を森林大臣が提出することにより承認されるものとする。

(1) 縮尺 20 万分の 1 の地図による森林の境界を示す計画場所位置図および当該地域の土地利用計画（もし計画がある場合）。

(2) 区分の目的を記載した技術メモおよび上記第 3 条に準拠した森林への利用権。

(3) 第 19 条に基づき開催される委員会会議の報告書

(4) 地元自治体へ便益のための森林の区分の場合においては地元自治体からの申請書

<参考：首相令第 95/531 第 3 条>

法律および当首相令に適用する定義は次のとおりである。

1) 厳正生態保護地区、2) 植生保護地区、3) 保護林、4) レクリエーション林、5) 研究教育林・・・省略

6) 生産林・・・木材あるいはその他林産物の永続的な生産を目的とする地域であり、狩猟、漁業および採集に関する利用権はこの地域では規制される。

7) 再生林区域・・・林産物の生産および/あるいは脆弱な生態系を保護するために森林の再生を目的とする区域である。狩猟、漁業、採集に関連する利用者の権利は、問題の再生林区域に割り当てられた目的に照らして規制される。

8) 植物園、9) 晩期火災、10) 早期火災・・・省略

11) 村落共同体共有林・・・村落コミュニティと森林局との管理合意書によって非永続林を形成している森林である。そのような森林の管理は、森林局の支援と技術的補助を受けた関係する村落が責任を持つ。

12) 市町村有林・・・法第 30 条に基づき自治体の便益のために公式に区域設定された森林である、あるいは自治体の区域内において自治体によって植林された森林である。

<参考：法律第 94/01 号 第 30 条・・・前記のとおり>

- 13) 脆弱な生態地域、
- 14) 閉鎖林・・・省略
- 15) 管理林・・・法第 23 条に定める管理計画に基づき、特定の目的に応じて管理される永久林。

<参考：首相令第 9-531 第 19 条>

- (1) 委員会（以下、委員会という。）は各部局に設置され、その役割は；
 - 森林区域の設定あるいは設定区域の解除が行われる時に地元住民あるいは関心のある者が提出する請求についての審査及び意見の陳述。
 - 取用される予定の資産を評価し、関連する文書の作成。
- (2) 取用手続きは効力のある規則に沿うものとする。

<参考：法律第 94/01 号 第 23 条>

第 23 条：本法において、恒久林の整備は、林産物と役務の持続的な保護を目的とした、事前に定められた目標と計画に基づいた特定の活動と投資を、恒久林本来の価値や将来の生産性を損なうことなく、また物理的・社会的環境に対して望ましくない影響を与えずに実施することと定義される。

- 16) 入会林管理合意書・・・国有林の管理、保全、およびそのコミュニティの利益のための使用を目的として、国有林の一部をコミュニティに委託する契約。管理契約には、実施する活動を定めた基本的な管理計画が添付される。
- 17) 自治体、18) バッファゾーン、19) 流木・・・省略
- 20) 林業操業許可証・・・場合によっては、伐採材の販売許可、森林伐採権、操業許可、または個人伐採許可。
- 21) 天然物・・・法第 9 条第 1 項に定義された林産物

<参考：法律第 94/01 号 第 9 条第 1 項>

- (1) 林産物は、基本的に、植物性の木質および非木質産物ならびに森林に由来する野生生物および水産物からなる。
- 22) 林産物・・・木質および非木質の植物産物および森林から採取された動物または魚類資源。

LM3:サルベージ伐採許可

法律第 94/01 号（1994 年 1 月 20 日付け）第 41 条、第 42 条

第 41 条・・・前記のとおり

第 42 条-(1) 登録伐採許可の受益者は、森林を所管する行政機関の事前承認を条件として、活動の一部を外注(下請)にだすことができるものとする。登録伐採許可の受益者は、いかなる場合においても、森林を所管する行政機関に対して、その義務の適切な履行の責任を担うものとする。

(2) 上記第(1)項に規定されている許可は、個別のものであり、譲渡不可である。

(3) 伐採許可を受けている会社の株式の新規取得または譲渡は、森林を所管する大臣の事前承認を受けるものとする。

首相令第 95/531 (1995 年 8 月 23 日付け) 第 35 条第 1 項、第 36 条

第 35 条第 1 項・・・前記のとおり。

第 36 条・・・前記のとおり。

LM4:伐採木搬出許可

法律第 94/01 号 (1994 年 1 月 20 日付け) 第 41 条

第 41 条・・・前記のとおり

首相令第 95/531 (1995 年 8 月 23 日付け) 第 35 条第 1 項、第 36 条

第 35 条第 1 項・・・前記のとおり

第 36 条・・・前記のとおり

LM5:国有地にある森林の伐採木販売許可

法律第 94/01 号 (1994 年 1 月 20 日付け) 第 41 条

第 41 条・・・前記のとおり

首相令第 95/531 (1995 年 8 月 23 日付け) 第 35 条第 1 項、第 36 条

第 35 条第 1 項・・・前記のとおり

第 36 条・・・前記のとおり

LM6:村落共同体共有林公営伐採許可

首相令第 95/531 (1995 年 8 月 23 日付け) 第 28 条第 3 項

第 28 条-(3) 関係するコミュニティは、施行されている法律の下で規定されている実態のある形で関係する法的罰則を持っている必要がある。

Decision No. 0098/D/MINFOF/SDFC 入会林設置手続き及び管理規則のマニュアル・・・省略

LM7:黒檀伐採特別許可

法律第 94/01 号 (1994 年 1 月 20 日付け) 第 9 条、第 41 条、第 42 条

第9条-(1) 林産物は、基本的に、植物性の木質および非木質産物ならびに森林に由来する野生生物および水産物からなる。

(2) 黒檀、象牙、および薬用またはある種の収益をもたらす動植物種などの特定の林産物を特産品という。特産品のリストは所管官庁が適宜決定するものとする。

(3) 特産品の利用手続きは政令によって定める。

第41条・・・前記のとおり

第42条・・・前記のとおり

首相令第95/531(1995年8月23日付け) 第35条第1項、第36条、第114条

第35条-(1)・・・前記のとおり。

第36条・・・前記のとおり。

第114条・・・前記のとおり。

LM8:木材加工許可

首相令第95/531(1995年8月23日付け) 第114条

第114条・・・前記のとおり。

Law 98/015(1998年7月14日)・・・省略

Decree 99/818/PM 1999年11月9日・・・省略

Order No. 013/MINEE/DMG/SL (エネルギー省鉱山地質部 1977年4月19日)・・・省略